

令和 8 年 5 月 1 日
厚木市報道資料

温浴施設を運営するリラフルと 災害時の入浴支援などに関する協定を締結

災害発生時の被災者に入浴機会などを提供するための協定を、温浴施設を運営するリラフル（厚木市林、小巻嵩典社長）と締結します。

1 概要

(1) 協定名称

災害時における入浴支援等に関する協定

(2) 協定内容

地震や風水害などの災害発生時、市内の温浴施設「湯花楽厚木店」(林 5-8-12) で、被災者の入浴支援や一時滞在施設の提供などを行います。

(3) 協定締結式

ア 日時 5月8日(金) 14時～

イ 場所 本庁舎4階 秘書課・第二応接室

(4) 出席者

ア リラフル 吉浦 和重(よしうら かずしげ) 取締役 統括事業部長

イ ジャパンニューアルファ 廣澤 英司(ひろさわ えいじ) 経営企画部次長

2 PRしたい内容、事業のポイント、前回との違いなど

- ・災害発生時に課題となる入浴について、被災者などに対して入浴場所を提供。避難所からの移送支援も実施してもらいます。
- ・生活用水、被災者や帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供も支援してもらいます。

3 添付資料

協定書(案)

本資料の問い合わせ先

企画部 危機管理課

課長 野口 哲 電話 046-225-2196

災害時における入浴支援等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社リラフル（以下「乙」という。）は、災害時における入浴支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、甲と乙で平成24年2月8日に締結した「災害時における一時滞在施設に関する協定書」は、廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、厚木市域において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援、一時滞在施設の提供等（以下「入浴支援等」という。）を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、災害時に、次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を入浴支援等のため甲に使用させるものとする。

所在地	施設名
厚木市林五丁目8番12号	天然温泉 湯花楽厚木店

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- (1) 被災者等に対する入浴支援
- (2) 被災者等に対する生活用水の提供
- (3) 被災者等の使用物件までの移送支援
- (4) 被災者等の一時滞在施設の提供
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に書面を送付するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に書面をもって甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙がこの協定に基づき実施した入浴支援等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第1118号）に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、締結の日から令和9年3月31日までを有効期間とする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月8日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 貴裕

乙 厚木市林五丁目8番12号
株式会社 リラフル
代表取締役社長 小巻 嵩典